中津川市中心市街地出店促進補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は中心市街地において商業店舗等の出店を促進し、魅力ある中心市街地の形成及び活性化を図るため、予算の範囲内において事業に要する経費の一部を補助するものとし、その交付については、中津川市補助金交付規則（昭和３６年中津川市規則第４号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）中心市街地　別図に定める区域をいう。

（２）中小企業者　中小企業基本法（昭和３８年法律第１５４号）第２条第１項に定める中小企業者をいう。

（３）店舗　商品販売や役務の提供を行うための建物をいう。

（４）補助対象事業　別表に掲げる業種の出店に必要な整備をいう。

（補助要件）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

（１）中心市街地内で３年以上の事業の継続が見込まれること。

（２）市内に居住し、又は店舗等の開設と同時に中津川市に転入する見込みがある者であること。（法人にあっては、補助対象事業完了までに市内に本店所在地として法人登記が行われていること。）

（３）中小企業者又は個人であって、原則として、補助金を申請した年度内に中心市街地内に新たに店舗等を出店しようとする者であること。ただし、中心市街地内で既に事業を営んでいる者の移転ではないこと。

（４）不特定多数の者に対し、開設した店舗内で対価を得て物品又は役務を提供する事業を営もうとする者であること。

（５）市税の滞納がないこと。

（６）別表に掲げる業種を営もうとする者であること。

（７）中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導により経営計画を作成した者で

あること。

（８）補助対象事業が完了した年度の翌年度以後３年間、中津川商工会議所又は中津川北商工会から経営指導を受ける見込みであること。

（９）過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。また、補助対象経費に他の補助金および助成金を活用しないこと。

（１０）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団に関係しない者であること。

（１１）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき、更正手続きをしている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき、再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。

（１２）公序良俗に反する事業を営もうとするものでないこと。

（１３）大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第２条第２項に規定する大規模小売店舗の敷地内で創業する者ではないこと。

（１４）常時従事する者がいない事業を営もうとする者でないこと。

（１５）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条で規定する事業及び、それに類する事業を営もうとする者でないこと。

（１６）フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業を営もうとするものでないこと。

（１７）中心市街地の区域内で既に事業を営んでいる者が、移転又は同一店舗での業態変更により実施する事業でないこと。

（１８）その他市長が適当でないと認める事業を営もうとする者でないこと。

（補助対象事業の期間）

第４条　補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定日から当該年度末までとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条に規定する期間に要した経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

（１）工事費

（２）修繕費

（３）物件購入費

（４）設備費

（５）広告宣伝費

（６）その他市長が特に必要と認める経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、補助対象経費の合計額の２分の１以内とし、１００万円を限度とする。この場合において、補助金の額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

（補助金交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、中津川市中心市街地出店促進補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）市税の滞納がないことを証明する書類（完納証明）

（３）中津川商工会議所又は中津川北商工会の指導による計画書の写し

（４）補助対象経費の内訳が分かる書類（契約書、見積書等）

（５）その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第８条　市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、申請者に対し補助指令書により通知するものとする。

（申請の取下げ）

第９条　交付申請者は、交付決定の有無にかかわらず第７条の申請を取下げることができる。この場合において、当該交付決定は、なかったものとみなす。

（補助対象事業の変更等）

第１０条　第８条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請事項を変更しようとするときは、中津川市中心市街地出店促進補助金変更申請書（様式第３号）に、次に掲げる書類を添えて提出し、市長の承認を受けなければならない。ただし、金額にして５分の１以内の軽微な変更であって、当該補助対象事業の目的及び補助金額に変更がないものについては、この限りでない。

（１）対象経費新旧対照表

（２）対象経費の根拠資料

２　市長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、変更を承認するときは、中津川市中心市街地出店促進補助金変更交付決定通知書（様式第４号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、原則として、補助対象事業の完了日から起算して６０日以内（ただし、補助金の交付決定を受けた日の属する年度内）に、中津川市中心市街地出店促進補助金実績報告書（様式第５号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）事業の成果が確認できる書類（図面、写真等）

（２）対象経費の支払いが確認できる書類（領収書等）

（３）住民票の写し等（法人においては法人登記簿の写し等）

（４）その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第１２条　市長は、前条の規定による実績の報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、中津川市中心市街地出店促進補助金額確定通知書（様式第６号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第１３条　補助事業者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、中津川市中心市街地出店促進補助金請求書（様式第７号）により補助金の請求をすることができる。

２　市長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第８条による決定の内容の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

（２）補助対象事業を承認なく変更し、又は中止したとき。

（３）補助金の交付を受けた事業者が、実績報告書に記載した事業実施期間の末日

より起算して３年を経過する日より前に市外へ転出したとき。（法人においては本店所在地を市外に移転したとき又はその代表者が市外に転出をしたとき。）

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を中津川市中心市街地出店促進補助金交付決定取消通知書（様式第８号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第１５条　市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、中津川市中心市街地出店促進補助金返還命令通知書（様式第９号）により、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（財産の処分の制限）

第１６条　補助事業者は、補助対象事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ中津川市中心市街地出店促進補助金財産処分承認申請書（様式第１０号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による承認を受けた補助事業者が取得財産等を処分した場合において、当該補助事業者に収益が生じたときは、当該収入の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

（書類の整備及び保存）

第１７条　補助事業者は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から１０年間保存しなければならない。

（状況報告等）

第１８条　市長は、補助金に係る予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して帳簿書類その他の物件に関し説明を求め、又必要に応じて実地にて調査することができる。

（委任）

第１９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別図（第２条関係）　中心市街地（太線内の区域を中心市街地と定める）

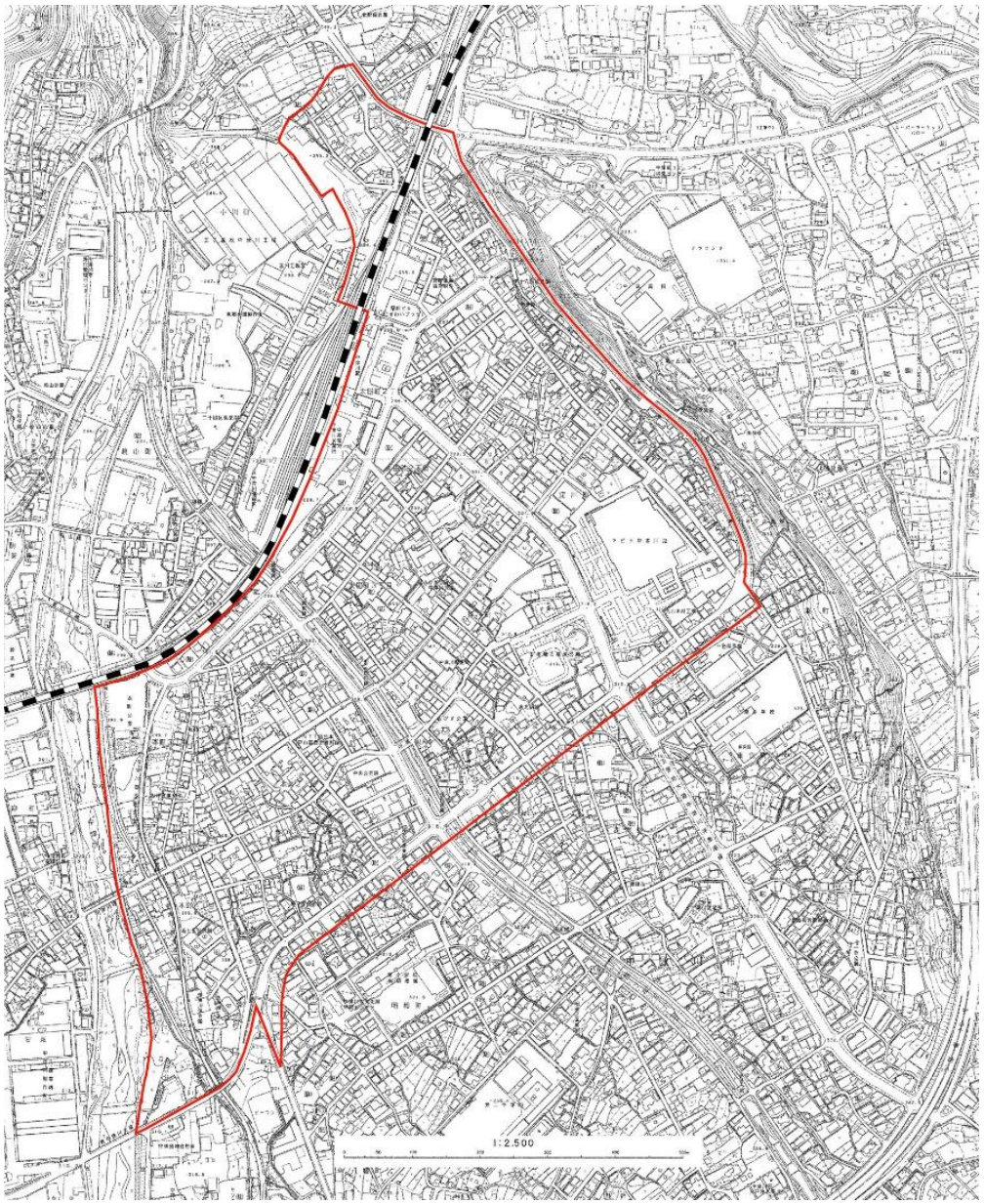

別表（第３条関係）

統計法（平成１９年法律第５３号。以下「法」という。）第２８条第１項の規定に基づき、法第２条第９項に規定する統計を基準とした、日本標準産業分類のうち以下に掲げるもの。	
補助対象業種	（１）小売業（大分類Ｉに含まれるもの）。ただし、各種卸売業、無店舗小売業を除く。 （２）宿泊業、飲食サービス業（大分類Mに含まれるもの）。